

薬剤師国保では事業主・従業員及びその家族の調剤報酬の請求について制限をしております。  
ご理解・ご協力をお願いいたします。

## ■ 自家調剤における制限事項一覧

令和8年6月1日

(○は請求可、×は請求不可)

調剤報酬の内訳		本人	家族	
請求項目	調剤技術料	◇調剤基本料	○	○
		◇薬剤調製料 内服薬・内服用滴剤・屯服薬・浸煎薬・湯薬 注射薬・外用薬	○	○
		無菌製剤処理加算	○	○
		麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)	○	○
		自家製剤加算	×	×
		計量混合調剤加算	×	×
		時間外等加算(時間外、休日、深夜)	×	×
	夜間・休日等加算	×	×	
	薬学管理料 ※薬学管理料は全ての項目が算定不可	×	×	
	薬剤料	○	○	
特定保険医療材料料	○	○		
その他(調剤ベースアップ評価料、調剤物価対応料)	○	○		

※自家調剤とは、保険薬剤師が自己の開設または所属する薬局において、薬剤師自身及びその家族、従業員組合員とその家族に対して**(本店、支店を問わず)** 行う保険調剤のことです。